

国や県の計画に活用されることも!

住宅・土地統計調査の調査員を募集します

市では「住宅・土地統計調査」に従事する調査員を募集しています。関心のある方は、**5月31日(水)まで**に**デジタル戦略室**までお問い合わせください。

■ お問い合わせ デジタル戦略室 229-3478

「住宅・土地統計調査」ってなに?

5年ごとに総務省統計局が主体となって行われる統計調査で、今回は令和5年10月1日時点で実施します。

この調査は、住宅と世帯の居住状況、世帯の保有する土地などの実態を把握し、現状と推移を明らかにします。調査の結果は、国や都道府県が策定する「住生活基本計画」など、住宅・都市関係の計画や施策などに活用されています。



何を調査するの?

以下のような内容を調査します。

- 1 現在住んでいる住居に関する事項**
敷地面積、建物の構造、階数・室数、高齢者などへ配慮した設備の有無など
- 2 世帯に関する事項**
世帯構成、通勤時間、家賃または間代など
- 3 現住居以外の住宅・土地に関する事項**
所有の有無、利用状況など

□ 調査員のスケジュールと仕事 ※スケジュールや仕事は現時点の想定です

8月下旬	9月上旬	9月中旬～下旬	10月上旬	10月中旬
調査員事務打ち合わせ会へ出席 市から調査内容や手順などの説明を受け、調査に必要な物品や書類を受領します。 	調査地域の現地確認 担当する調査区内を巡回して住宅や居住世帯を確認し、結果を書類に記入します。 	調査関係書類の配布 調査対象世帯を訪問し、調査の趣旨や回答方法などを説明し、回答書類一式を配布します。 ※インターネット回答をお勧めします 	調査書類の回収 調査期日(10月1日)以降、調査票の回収を希望した世帯を再訪問して、調査票を受け取ります。 	調査書類の点検・整理、提出 調査関係書類を点検、整理します。市へ書類を提出すれば完了です。なお、後日市から問い合わせがあったときは回答をお願いすることがあります。 

統計調査員の待遇 Q&A

Q 賃金や謝礼はありますか?

A 1調査区あたり3万円程度の報酬が支払われます。また、業務中の災害に対する補償制度があります。

Q 勤務時間は決まっていますか?

A 仕事や家事の合間の隙間時間など、都合に合わせて活動することができます。常勤のお仕事をされている方もダブルワークが可能です。(兼業の可否は勤務先にお問い合わせください。)

□ 応募できる方

- ▶ 年齢が20歳以上の方。経験の有無は問いません
- ▶ 仕事への責任感があり、秘密の保護に信頼のおける方
※法令により、調査内容などについて守秘義務が定められています
- ▶ 税務、警察および選挙に直接関係ない方
- ▶ 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない方
- ▶ 他市区町村にお住まいの方や、仕事をお持ちの方も応募できます

先輩調査員の声



私が統計調査を始めたきっかけは、市の広報の統計調査員募集の記事でした。平成6年からさまざまな調査に従事してきました。調査対象の方からの労いの言葉が何よりの励みです。オンライン調査の導入により調査員の負担が軽減されて、ほかに仕事をしている方なども活動しやすい環境になっていると思います。